

住宅の耐震化・不燃化対策などを補助

市は、市内の住宅の耐震診断費や耐震改修費、不燃化・バリアフリー化改修費、ブロック塀等の撤去費および改善費などに対する補助を実施しています。

申し込み▼いずれも直接または電話で市役所建築指導課へ。
※制度利用の要件など、詳しくはお問い合わせください。

市役所建築指導課建築指導係
☎(260)5425 FAX(264)6105



| 工事・診断名など | | 補助の要件 | 補助内容 |
|------------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 木造住宅 | ①簡易耐震診断 | 対象建築物▶昭和56年5月以前に工事に着手した在来工法(構造部分が柱やはり、筋交いで構成される工法)による2階建て以下の木造住宅 | 登録事業者が現場調査のうち、耐震性の目安を判定(無料) |
| | ②精密耐震診断※1 | | ①を実施した建築物に対し登録建築士が診断し、補強の要否や補強案、概算改修工費を報告。診断費のうち6万6,000円まで補助(通常、上限額内で診断可) |
| | ③耐震改修工事※1、※2 | | ②に基づく補強工事に対して、工事費用などの一部(工事費の5分の1、設計監理費の2分の1、合計上限50万円)を補助 |
| 不燃化改修工事※1、※3 | | 対象建築物▶既存木造住宅 工事例:軒裏・破風板改修、外壁改修、内装不燃化、雨戸・シャッター改修、窓ガラス交換、防災性カーテン設置、ブロック塀撤去 | 市内業者施工による改修工事費(5万円以上)の2分の1(上限10万円。不燃化改修工事の破風を含む軒裏などの改修工事費は上限20万円) |
| バリアフリー化改修工事※1、※3 | | 対象建築物▶既存木造住宅 工事例:段差解消、浴室改良、トイレ改修、手すり設置、廊下幅拡張、扉交換 | 対象となる工事について、市の標準工事費により算出した額と業者見積額の、いずれか少ない額(両工事合わせて上限30万円) |
| ブロック塀等 | ①撤去工事※1、※5 | 対象▶安全性が確認できないもの | 対象となる工事について、市の標準工事費により算出した額と業者見積額の、いずれか少ない額(両工事合わせて上限30万円) |
| | ②改善工事※1、※5 | | |
| マンション | 分譲マンションの耐震診断 | 対象建築物▶昭和56年5月以前に工事に着手した分譲マンション | ・予備診断費補助額:1棟につき上限20万円 ・本診断費補助額:1棟につき本診断費の2分の1(上限150万円)または3分の2(上限200万円) |
| 家具 | 家具転倒防止器具取付支援※4 | 対象世帯▶65歳以上の人で構成される世帯、障がい者世帯 | 登録事業者が木製家具をL字金物と木ビスで壁に固定(1世帯当たり2か所まで)(原則無料) |

- ※1 市税などを滞納している場合は利用できません。
- ※2 実施した場合、税制などの優遇があります。防音工事やリフォームと同時の実施も可能です。
- ※3 自己の居住の用に供する住宅に限ります。防音工事やリフォームと同時の実施も可能です。また、一定の要件を満たしたバリアフリー化改修工事は、税制などの優遇があります。
- ※4 壁や家具の種類により、固定できない場合や一部有償となる場合があります。
- ※5 施工業者は、原則として市内業者に限ります。

市民活動推進補助金の対象事業が決定

市民、市民団体、事業者による非営利の市民活動を支援する「市民活動推進補助金」。「新しい公共を創造する市民活動推進基金」を活用する同補助金は、新たな市民活動の立ち上げを支援する「めばえ」と、すでに実施している活動の発展を支援する「はぐくみ」の2種類があります。今年度は公開プレゼンテーションと書類審査を経て、「めばえ」の1事業を決定しました。

給される新鮮な野菜を届ける移動販売を継続して実施する中で、消費者として集まる高齢のかたのふれあいの機会を設け、地域の交流を深める。



市は、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人や家族が、障がいにかかわる生活上の不安や悩みを身近な地域で相談できる、障がい者相談支援事業「なんでも・そうだん・やまと」を実施しています(一部は指定管理)。電話相談も受け付けていますので、ぜひご利用ください。

なんでも・そうだん・やまと

障がい者相談支援事業のご活用を

生活上の不安や悩みを専門相談員が受け付け

所へ。
※詳しくは専用ホームページをご覧ください。



※①は障がい者虐待の通報や相談についても受け付けています。
※障がい者本人が65歳以上の場合は、各地域の地域包括支援センターにご相談ください。詳しくは人生100年推進課☎(260)5611へお問い合わせください。

■精神障がいについての相談は、次の事業所でも受け付けます
受け付け施設▼

地域活動支援センター「ポピー」

大和東3-15-52階 ☎070(1002)2022、FAX(244)6892

開所日▼火・土曜日午前10時〜午後5時(水・土曜日は午後8時まで)
申し込み▼直接または電話で同センターへ。

保健福祉センター障がい福祉課
こころの健康係 ☎(260)5667 FAX(262)0999

介護予防セミナー

内容▼①「熱中症にご用心」予防に効果的なお食事について、②「筋力アップで10歳若返り！」

とき▼①5月25日(木)午後1時30分〜3時・②30日(火)午後1時30分〜2時30分

ところ▼①ポラリス、②地域医療センター
対象▼いずれも60歳以上の市内在住者

定員▼各先着20人
講師▼①市管理栄養士、②市理学療法士

持ち物▼飲み物、動きやすい服装で申し込み▼電話で健康づくり推進課へ。

保健福祉センター健康づくり推進地域保健活動係 ☎(260)5663 FAX(260)1156

